

あなたも 農業委員になりませんか！

農業・農村にいまこそ女性の力を！

農業就業人口の半数を占める女性たち。

農業・農村の活性化に向けて、全国各地で女性が活躍しています。

おいしくて安全な農作物の生産はもちろん、農作物の加工、直売、農家レストランなど、6次産業化への取組も女性が中心となっています。

豊かな農村を守り、地域農業を元気にしていくためには、女性の力が必要です。

農業や地域活動に熱心に取り組むあなたも、ぜひ農業委員になってください！



～ “女性らしさ” を生かして、農業委員、活躍中！！～



農地を守り活かす・・・
責任のある仕事だけに、その分、やり甲斐もあります！

「食えることと生きることはくっついている」
その大切さを子どもたちへ伝えています！



農業者の代表として・・・
農業者や集落の声を行政・政策へ反映します！

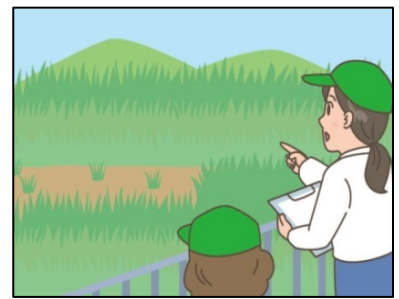
魅力ある農業づくりへの
お手伝いをしています！



農業委員会の業務は？

① 農地法に基づく許認可など(法令業務)

- ・農地の売買や貸借の許可
- ・農地転用に関する事務
- ・遊休農地の調査・指導



農地のパトロール

② 地域農業の振興を図るための活動

- ・認定農業者等への農地の利用集積
- ・経営改善の相談
- ・食農・食育、地産地消の推進
- ・農業・農業者に関する情報提供 など



農地の利用集積

③ 農業施策に関する意見の公表、 行政庁への建議

委員は、月数回の会議に出席したり、
農地パトロールなどを行います。



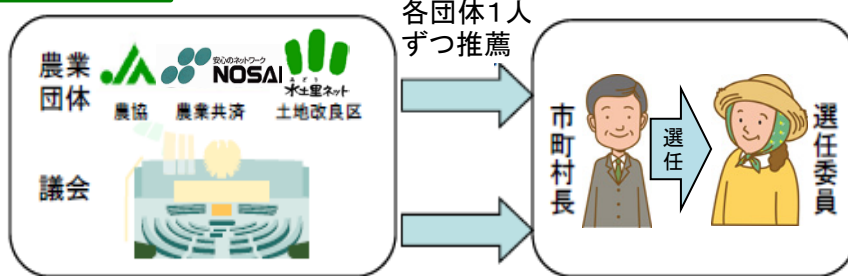
地産地消の推進



情報活動

農業委員になるには？

○選任委員

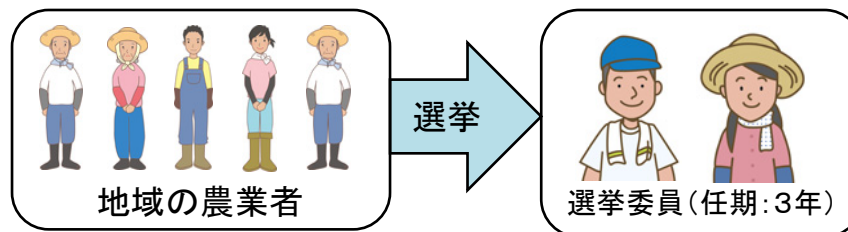


学識経験者を推薦(4人以内)

※掲載しているイラストの一部は、
パンフレット「今こそ農業委員会に
女性の力を」(編集・発行: 全国農
業会議所)より使用しています。

学識経験者の中に、青年・女性農業者、認定農業者等の担い手も含まれています。
議会推薦とはいえ、議員しか推薦できないのではありません。
女性農業者を推薦することもできます。

○選挙委員



選挙委員の選挙権・被選挙権

区域内に住所のある満20歳以上の者で、次のいずれかに該当する者。

- ① 耕作の業務を営む者(都府県10a以上、北海道30a以上)
- ② ①の親族又はその配偶者で耕作に従事している者(年60日以上)
- ③ 農業生産法人の構成員で耕作に従事している者(年60日以上)

要件を満たしている方は、必ず
毎年1月10日までに「農業委員会
委員選挙人名簿登載申請書」を
農業委員会事務局までご提出く
ださい。

①と同一世帯の親、妻、子、
子の配偶者にも選挙権・被選挙権
があります！